

児童相談所における非行相談への対応について

重大事件に係る触法少年のうち、他自治体から来た児童への対応について

1 非行相談の種類と対応

- ぐ犯相談…虚言、家出、浪費など問題行動のある18歳未満の児童についての相談
- 触法相談…14歳未満で、法に触れる行為を行った児童についての相談
(14歳未満の場合は、刑法の対象にならないことから、児童相談所が第一義的に福祉的対応をします。家庭裁判所は児童相談所から送致を受けた時に限り審判に付することができます。)

非行相談件数は、東京都においては、相談総数の約5.1%となっています。児童相談所は、保護者や児童本人、学校等からの相談や警察署からの通告や送致を受けて相談を開始します。児童と保護者への面接・調査や心理・医学診断、必要に応じて一時保護を実施した上での行動診断を行い、背景にある家族・親子関係や社会環境、心身の状況を明らかにし、児童の非行行動の改善や親子関係の修復、関係機関による支援体制を構築します。

非行の背景には、幼児期から保護者との関係性の問題を抱えていたり、ネグレクト（育児放棄）等の虐待環境に長年置かれる中で成長とともに社会生活の中で求められる適切な行動がとれないなどの場合が多くあります。支援にあたっては、児童の視点に立ち、成育歴や保護者の養育状況、子どもの行動・心理を明らかにし、家族関係の修復や子どもの生活改善、学校や地域の中で親子を支える環境を整えていきます。

2 重大事件に係る触法少年への対応

触法相談の中でも重大事件に係る事案の場合は、警察から児童相談所に児童を送致することとされています。送致を受けた児童相談所は、診断をした後に、原則として家庭裁判所に送致することになっています。児童相談所では、児童を一時保護し（おおむね1週間程度）、その間に医学、心理、社会診断を行い、家庭裁判所に原則どおりに送致することが適当かどうかの判断を行います。（触法少年の行為が重大事件の罪名に該当するものの、児童の年齢や心身の発達の程度、事案の内容及びその解明の程度等に照らし、家庭裁判所の審判を経ることなく児童福祉法上の措置をとるべきことが明らかな場合は、家庭裁判所に送致しません。）一時保護所では、複数の職員が児童に寄り添い、児童の安全を確

保し、年齢に応じた規則正しい生活を通して心の安定を図ります。なお、一時保護所では、児童の単独での外出はできません。

東京都（平成 30 年 1 月 1 日現在児童人口約 185 万 6 千人）によると、重大事件に係る触法少年への対応数は、平成 27 年度 1 件（内一時保護 1 件）、平成 28 年度 4 件（内一時保護 3 件）、平成 29 年度 2 件（内一時保護 1 件）で、児童が他自治体から家出等により東京都内に来て重大事件を起こした事例はないとのこと。また、重大触法事件で一時保護した児童が無断外出をした事例もないとのこと。

仮に、他自治体から家出等により港区に来た児童が重大事件を起こすような事案が発生した場合は、児童が住んでいた居住地を管轄する児童相談所（厳密には児童の保護者の居住地を管轄する児童相談所）と協議し、速やかに児童を先方の児童相談所に送り届けることとなります。

なお、東京都の児童相談所では、他県に住む児童が家出等で東京に出てきて補導され、警察から児童相談所に通告された場合には、平日の日中であれば即日、夜間は翌日、休日であれば週明けには速やかに、先方の児童相談所に児童を送り届けており、東京都の児童相談所で一時保護をするのは短期間となっているとのこと。